

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都

## 2 構造改革特別区域の名称

手話と書記日本語によるバイリンガルろう教育特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

東京都の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### 【東京都の特性】

東京都は、人口約 1,280 万人、日本の全人口の約 1 割を擁する大都市であり、日本の首都として、政治、行政、経済など多くの機能が高度に集積し、人、金、物、情報が集中している。東京は、大都市の集積のメリットを享受できる魅力あふれる都市である一方、交通渋滞、環境問題、治安の悪化、地域力の低下など多くの社会問題が先鋭的に現れるところでもある。このため、東京都は、ディーゼル車排ガス規制の実施など、東京から日本を変えることを目標に掲げて、様々な改革に取り組んできた。大都市の活力は日本の発展に直結するものであり、東京都は、引き続き強力に改革を進めていかなければならない。そして、このための原動力となる根本のものは、改革の担い手となる次世代の育成であり、少子化が進む中、教育の重要性はますます大きくなっていく。

### 【東京都の教育指針等】

東京都では、今日の教育をめぐる課題を改めてとらえ直し、21 世紀の東京、ひいては日本の創造的発展を担う人間の育成の視点に立って、これからの教育の在り方を明らかにするため、平成 16 年 4 月に「東京都教育ビジョン」を策定した。このビジョンでは、心身障害教育について、「障害の重度・重複化や多様化に対応し、障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実していく」こと、「児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため、教育環境の整備を推進する」ことが示されている。

一方、東京都には数多くの私立学校があることから、「公立、私立の垣根を越え、連携・協力しながら東京都の公教育の質を更に高めていく」こととしており、東京都の公教育に私立学校が果たす役割も大きい。少子化が一層進む中、個別の事情に適応し

た教育ニーズに的確に対応していくためには、独自の建学の精神や教育理念を掲げて特色ある教育活動を行っている私立学校との連携・協力がますます重要になってくる。

さらに、東京都は、平成 16 年 11 月、「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、これからの特別支援教育の推進に関する基本的な方向を定めた。その中で、都立盲・ろう・養護学校においては、「児童・生徒等の教育ニーズに適切に対応するための教育課程の開発・研究や職業的自立に向けた職業教育の充実等を推進する」こととしている。また、都立ろう学校については、児童・生徒等の減少により、活発な集団行動を行うことや学校・教員の専門性の維持・向上を図ることが困難な状況が生じているため、規模と配置の適正化を図ることとしており、平成 16 年に 8 校あったろう学校を平成 19 年度までに 4 校に再編する計画をたてている。

### 【東京都の学校数・生徒数】

全国には約 6 万の学校があり、そのうち小学校については、学校数が 2 万 2,878 校で在籍者数は 718 万余人になる。また、ろう学校は全国に 104 校設置されており、在籍者数は 6,500 余人である。東京都についてみると、小学校が 1,387 校あり約 58 万 6,500 人の児童が在籍している。全国に占める割合は在学者数で 8.2%になる。また、ろう学校は 7 校（都立 6 校、私立 1 校）あり、在籍者は 654 人で全国に占める割合は 10.0%に上る。このような規模の大きい東京都での教育改革への取り組みが全国に及ぼす影響は大きい。

（表 1）東京都内の学校数等

	人口	学校数				
			うち、小学校		うち、ろう学校	
			学校数	在籍者数	学校数	在籍者数
全国	12,782 万人	59,293 校	22,878 校	7,187,417 人	104 校	6,544 人
東京都	1,264 万人 (9.9%)	4,481 校 (7.6%)	1,387 校 (6.1%)	586,492 人 (8.2%)	7 校 (6.7%)	654 人 (10.0%)

人口の数値は、東京都は平成 18 年 10 月 1 日現在の推計値。日本の人口は平成 18 年 12 月 1 日現在の概算値（総務省統計局「人口推計月報」参照）。

学校関係の数値は、平成 18 年 5 月 1 日現在。「平成 18 年度学校基本調査」参照。

（ ）は全国比。

### 【ろう学校での教育】

都内のろう学校では、「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」

及び「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」(以下、「学習指導要領等」という。)に基づき、残存する聴力を最大限に活用する教育を行っている。すなわち、補聴器の装着と読唇、発声指導などを行う聴覚口話法を主体に、健聴者と同様の音声伝達手段と音声言語能力を獲得することを目指した教育である。

現在 6 校ある都立ろう学校は平成 19 年度には 4 校に再編されるとともに、そのうち 1 校は、大学等への進学を目指した中高一貫教育を行うろう学校である。この再編のメリットを活かして、「東京都教育ビジョン」や「東京都特別支援教育推進計画」に沿った、個々のニーズに応じた教育を一層充実させていくこととなる。

しかし、聴覚口話法は、必ずしもすべての聴覚障害児等に対して有効な方法でないことも指摘されている。現に重度の聴覚障害児等によってはうまく適合できずに、コミュニケーションが不十分となり、日本語の習得が遅れるケースもある。このような聴覚障害を持つ児童の保護者の中には、手話を中心に活用した教育を希望する者もあり、現行の学習指導要領等の範囲ではこのようなニーズに十分に対応できないため、バイリンガルろう教育 を実践するいわゆるフリースクールに子どもを通わせている者もいる。

東京都においては、現在、当該フリースクールに全体で 57 人もの児童等が登録しており、また、今後の入学を希望する問い合わせも多い。さらに、保護者たちは、フリースクールではなく学校として公教育を受けられるよう強く希望している。

これまで、「東京都教育ビジョン」等に基づいて推進してきた心身障害教育の一層の充実を図るためにも、このような地域からの多様な教育ニーズに対応していくとともに、手話と書記日本語による教育を実践する学校の設置が求められている。

バイリンガルろう教育：本計画書では、日本手話を第一言語、書記日本語（読み書き）を第二言語と位置付け展開する指導方法をいう

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### 【ろう教育の課題】

言語は通常音声を通して習得が始まるため、乳幼児から児童期頃の活発な音声によるコミュニケーションが、日本語の発達に重要な影響をもつ。したがって、聴覚障害を持つ子どもに如何に音声言語能力を獲得させるかが、ろう教育の重要な目的の一つとなっている。このための方法が、補聴器等を用いて残存する聴力を最大限に活用する聴覚口話法である。聴覚口話法は補聴器等の発達と相まってろう教育に進歩と成果をもたらしてきた。

しかし、その一方で、聴覚の活用が難しく聴覚口話法にうまく適合できずに、日本語の習得が遅れてしまう子どもたちが存在するのも、厳然たる事実である。日本語の習得の遅れは、コミュニケーション能力や思考能力、学力の伸び悩みにつながる。い

いわゆる「九歳の壁」である。近年、多くのろう学校においては、手話などの視覚的なコミュニケーション手段を併用して教育を行っているものの、このことは依然として大きな課題として存在する。

手話については、学習指導要領等の中に位置づけがなく、日本語を伝えるための補助的なコミュニケーション手段として教育現場で聴覚口話法と併用されているのが現状である。聴覚障害の程度は個々により様々であり、聴覚口話法に適合できないことが主たる原因となって日本語の習得が遅れているのであれば、現行の学習指導要領等を超えてそれに代わる教育方法を考えていく必要がある。

### 【龍の子学園での実践】

特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センターが運営するフリースクール「龍の子学園」(以下「龍の子学園」という。)では、聴覚の活用を求めない教育を実践している。すなわち、手話を中心に活用し、聴こえないろう児をろう児のままに教育しようとするものである。手話をろう児が自然な形で習得できる言語と位置づけ、手話と書記日本語によるバイリンガルろう教育を行っている。手話を言語として早期に習得することにより、健聴者と同じように学力や社会性を身につけることを目指している。

龍の子学園は、既にフリースクールとしてバイリンガルろう教育を7年以上実践しており、保護者等からの評価を得ながら、現在、乳幼児を含め57名の登録者をもつに至っている。現在、龍の子学園は、品川区から品川区立の小学校の校舎を一部借り受けて授業を実施している。同小学校では、一般の公立小学校と龍の子学園がいわば

(表2) 龍の子学園の登録児童数(平成18年10月現在)

	登録児童数
小学部	25人
幼稚部	17人
乳児部	15人
合計	57人

同居している状態であり、相互の児童は自然発生的に活発な交流が行われるようになった。このような交流は、ノーマライゼーション等の精神の醸成等少なからず相互の児童への社会教育面でよりよい刺激となっているものと考えられる。また、龍の子学園及びその児童、保護者は、同小学校のPTAをはじめ、周辺地域の住民や商店等との関係構築にも力を入れており、地域社会における認知も十分に図られてきているものとする。今後は、同地域住民等からの要望で実施を予定している手話教室などを

通じて、より一層地域社会の一員として、地域に対する貢献を果たしていくことが期待できる。

本計画は、このような地域との交流を行いながらバイリンガルろう教育に実践と研究を重ねてきた当該NPO法人が新たに設立する学校法人を実施主体として、バイリンガルろう教育の確立を図ろうとするものである。

既に、北欧では、1980年代から手話を用いたバイリンガル教育が行われており、また、アメリカでも、1990年代からバイリンガル教育への試みが始められている。日本においても、手話を中心としたろう教育を実践・研究することは、大変意義のあることである。

#### 【教育を受ける権利の充実】

日本弁護士連合会では、日本のろう学校と手話教育に関する調査・研究を行い、平成17年2月、「国は、手話が言語であることを認め、……聴覚障害者が自ら選択する言語を用いて表現する権利を保障すべき」であり、そのため、「手話による教育を受けることを選択する自由を認める」などの施策を求める意見書を取りまとめた。

本計画を通じてバイリンガルろう教育に取り組み、その有効性が実証されれば、学習指導要領等に定める教育への適合が困難な聴覚障害を持つ児童等に対して、新たな教育の機会として手話による教育が提供されることとなる。

すなわち、本計画は、聴覚障害者にとって、憲法第26条に定める「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を具体的に充実させる意義をもつものである。

さらに、これは東京都に限られたことではなく、本計画の成果を全国に波及させることにより、日本のろう教育の一層の充実を図ることができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 教育方法としてのバイリンガルろう教育の確立

バイリンガルろう教育については、手話を用いてどのように日本語や他の教科を指導していくか具体的な方法論の確立が望まれている。本計画により設置される学校(以下、「新学校」という。)においては、フリースクールでのこれまでの実践のノウハウに加え、スウェーデンでバイリンガル教育のテキストとして用いられているアダムスブックを基に独自のテキストの開発を行うべく準備を進めている。さらに、引き続き諸外国でのろう教育に関する調査等の研究も行っていく。本計画は、新学校において研究と実践を積み重ねるとともに、それらの成果に十分な評価を加えることにより、バイリンガルろう教育が、日本語を十分習得でき、健聴者と同等程度の学力を獲得できる教育として確立されることを目標とする。

新学校では、幼稚部と小学部により平成20年4月の開校を目指して準備を進め

ているが、将来的には中学部も設置し、幼稚部から中学部までの一貫したバイリンガルろう教育の確立を目指していく。

## (2) ろう教育の選択肢の拡大

バイリンガルろう教育が確立されれば、聴覚障害をもつ児童等と保護者が、個々の障害の程度に合わせて、一層ふさわしい教育を選択できるようになる。すなわち、本計画は、既存の聴覚活用を主体とした学校とあわせ、ろう教育に対する選択肢を増やし、聴覚障害を持つ児童等や保護者のニーズに一層対応できるようにすることを目指すものである。

なお、個々にふさわしい教育を適切に選択するには、聴覚障害児や保護者が、バイリンガルろう教育について理解していることが必須である。したがって、新学校においては、入学を希望する保護者等に対して、その教育理念や方法、カリキュラム、聴覚を活用する既存の学校との相違点等について、十分に情報提供を行っていくこととしている。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 社会で活躍する人材の育成

バイリンガルろう教育と聴覚の活用による既存のろう教育の双方により、個々がそれぞれに合った教育を選択することで、より多くの聴覚障害児等が必要な基礎学力やコミュニケーション能力、社会性等を適切に獲得できるようになる。

また、新学校では、小中一貫教育特区として認定された品川区立小中学校の教育課程で用いられている「市民科」を採り入れる。この「市民科」は、子どもたちに自己のゆるぎない信念と理想をもたせるとともに、社会の一員として義務と責任を果たし、常に自己改革を図りながら自ら生き方に意味付けを行うことができるような学習を目指すものである。

これらを土台にさらに高等教育を身につければ、社会で活躍できる範囲も広がり、より多くの人材が育成されるようになる。日本全体の子どもの数がさらに減少していくと予測されている中、教育効果を高めて社会により多くの人材を輩出していくことは、これからの日本の経済・社会に様々な効果をもたらすと期待できる。

### (2) ノーマライゼーションの推進

新学校においては、地元区の協力を得ながら、引き続き積極的に他の小学校や地域と交流を図っていく予定である。この交流は、ろう学校の児童だけでなく、一般の学校の児童にとっても、ノーマライゼーションの精神の醸成等社会教育面でよい刺激となり、地域には、障害者を理解する大きな機会となる。加えて、今後、公立

学校で展開していく特別支援教育への理解も深まることが期待できる。

また、新学校では、耳の聴こえない文化（ろう文化）と耳の聴こえる文化（聴文化）の両方を学び、理解することで、聴覚障害を持つ自分に自信を持ち、社会に主体的、積極的に参加できる人材を育てることを目標の一つにしている。このような人材を核に、聴覚障害者に対する周囲の理解が深まり、ノーマライゼーションの精神が一層浸透していくことが期待される。

## 8 特定事業の名称

番号（802） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が認める事項 都立ろう学校での教育の充実

東京都におけるろう教育全体の充実を図るためには、本計画を通じたバイリンガルろう教育の実践・研究だけでなく、聴覚活用を主体とする都立ろう学校での取り組みも重要である。すなわち、「東京都教育ビジョン」や「東京都特別支援教育推進計画」に示された方向性に従い、適正な規模・配置への再編を進めるとともに、児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため教育環境の整備を推進し、個々の児童・生徒に応じた指導を充実していく必要がある。そして、聴覚活用による教育と手話による教育の双方が切磋琢磨し、相互に補完、連携しあうことで、聴覚障害を持った児童等のための真のろう教育が確立されることとなる。

## 1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センターが設立する学校法人によって設置される学校

なお、当該学校は、聴覚障害者を対象とする特別支援学校としての設置を予定している。

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日

## 4 特定事業の内容

### (1) 実施主体

特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センターが設立する学校法人

### (2) 事業区域

東京都の全域

### (3) 実施期間

学校が開校する平成 20 年 4 月より、下記 5 (2) の教育課程の基準によらない部分が、教育課程の基準内になるように学習指導要領等が改訂されるまで。

### (4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

児童生徒の減少により空き施設となった品川区内の小中学校を賃借し、手話と書記日本語によるバイリンガルろう教育を実践する学校（幼稚部・小学部）を開校する。

これにより、聴覚の最大限の活用により音声言語の習得を目標とする現行のろう教育への適合が困難な児童等にとって、新たに教育の機会が増えることとなる。すなわち、既存の都立ろう学校等と合わせて、ろう教育の選択肢が増え、児童と保護者が個々の聴覚障害の程度に応じて、よりふさわしい学校を選択できる。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 取組の期間等

平成 20 年度を初年度として実施し、新学校は毎年度終了後に事業内容の報告を東京都に行う。

また、平成 20 年 4 月の開校時に幼稚部の年少組に入学する幼児が幼稚部を卒業する 3 年後、同幼児が小学部を卒業する 9 年後、さらに、開校時に小学部の 1 年生に入学する児童が小学部を卒業する 6 年後に、事業の評価を行い、必要に応じて事業内容の見直しを図る。

なお、報告や評価の内容、方法については、文部科学省が策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を参考に、検討していく。



## (2) 教育課程の基準によらない部分

本事業において編成される教育課程においては、盲学校・聾学校・養護学校幼稚部教育要領（以下、幼稚部教育要領という。）及び盲学校・聾学校・養護学校小学部・中学部学習指導要領（以下、小学部等学習指導要領という。）中の聴覚活用に関する規定によらない。

幼稚部教育要領に定める領域のうち、「言葉」の内容を再編成し、「手話」を新設する。

学校教育法施行規則第73条の7及び小学部等学習指導要領に定める教科等のうち、「国語」及び「音楽」の内容を再編成し、「手話」及び「日本語」を新設する。

また、「道徳」、「特別活動」及び「総合的な学習の時間」の内容については、品川区の教育課程を参考に融合的・発展的に再編成し、「市民科」を新設する。この「市民科」は、小中一貫教育特区として認定された品川区立小中学校で用いられているものである。「自立活動」の内容については、「手話」「日本語」「市民科」に取り込んで実施する。

なお、学年ごとの授業時数の変更は以下のとおりである。

小学校1年生においては、「国語」の272時間のうちの102時間と「音楽」の68時間を合わせた170時間を新設教科「手話」とし、「国語」の残り170時間を新設教科「日本語」とする。

また、「道徳」の34時間と「特別活動」の34時間を合わせた68時間を「市民科」とする。

小学校2年生においては、「国語」の280時間のうちの105時間と「音楽」の70時間を合わせた175時間を新設教科「手話」とし、「国語」の残り175時間を新設教科「日本語」とする。

また、「道徳」の35時間と「特別活動」の35時間を合わせた70時間を「市民科」とする。

小学校3年生においては、「国語」の235時間のうちの115時間と「音楽」の60時間を合わせた175時間を新設教科「手話」とし、「国語」の残り120時間と「総合的な学習の時間」の105時間のうちの70時間を合わせた190時間を新設教科「日本語」とする。

また、「道徳」の35時間と「特別活動」の35時間、「総合的な学習の時間」の残り35時間を合わせた105時間を「市民科」とする。

小学校4年生においては、「国語」の235時間のうちの115時間と「音楽」の60時間を合わせた175時間を新設教科「手話」とし、「国語」の残り120時間と「総合的な学習の時間」の105時間のうちの70時間を合わせた190時間を新設教科「日本語」とする。

また、「道徳」の35時間と「特別活動」の35時間、「総合的な学習の時間」の残り35時間を合わせた105時間を「市民科」とする。

小学校5年生においては、「国語」の180時間のうちの75時間と「音楽」の50時間を合わせた125時間を新設教科「手話」とし、「国語」の残り105時間と「総合的な学習の時間」の110時間のうちの75時間を合わせた180時間を新設教科「日本語」

とする。

また、「道徳」の 35 時間と「特別活動」の 35 時間、「総合的な学習の時間」の残り 35 時間を合わせた 105 時間を「市民科」とする。

小学校 6 年生においては、「国語」の 175 時間のうちの 75 時間と「音楽」の 50 時間を合わせた 125 時間を新設教科「手話」とし、「国語」の残り 100 時間と「総合的な学習の時間」の 110 時間のうちの 75 時間を合わせた 175 時間を新設教科「日本語」とする。

また、「道徳」の 35 時間と「特別活動」の 35 時間、「総合的な学習の時間」の残り 35 時間を合わせた 105 時間を「市民科」とする。

<新学校における教育課程授業時数>

	各教科									市民科	総授業時数
	手話	日本語	社会	算数	理科	生活	図画工作	家庭	体育		
第 1 学年	170	170		114		102	68		90	68	782
第 2 学年	175	175		155		105	70		90	70	840
第 3 学年	175	190	70	150	70		60		90	105	910
第 4 学年	175	190	85	150	90		60		90	105	945
第 5 学年	125	180	90	150	95		50	60	90	105	945
第 6 学年	125	175	100	150	95		50	55	90	105	945

<学校教育法施行規則別表第一に定める授業時数>

	各教科									道徳	特別活動	総合的な学習	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第 1 学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第 2 学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第 3 学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第 4 学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第 5 学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第 6 学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

(参考) 幼稚部の領域の新旧対照

新領域	目 標	従来の領域
手 話	ろう児にとって第一言語となる日本手話の環境を保障し、経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。ここでの「言葉」とは手話を指す。	言 葉

(参考) 小学部の科目の新旧対照

新教科等	目 標	従来の教科等
手 話	第一言語としての日本手話を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、手話に対する関心を深め手話を尊重する態度を育てる。	国 語 (話す聞く読む)
		音 楽
		自立活動
日本語	第二言語としての日本語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、日本語に対する関心を深め日本語を尊重する態度を育てる。	国 語 (書く読む)
		自立活動
市民科	手話と日本語のバイリンガルとなり、自らのアイデンティティーを確立することで、社会に主体的、積極的に参加できる人を育てる。 市民科の内容については、品川区の小中一貫教育校の教育課程を参考とするものである。	道 徳
		特別活動
		総合的な学習の時間
		自立活動

(3) 特例措置の必要性

「手話」及び「日本語」

都内のろう学校では、学習指導要領等に従い残存聴力の最大限の活用を図る教育を行っている。すなわち、補聴器等を用いた聴覚口話法により、健聴者と同様の音声伝達手段と音声言語能力を獲得することを目指している。しかし、聴覚障害の程度は様々であり、特に重度の聴覚障害児など、必ずしも全ての聴覚障害児が聴覚口話法を習得できるわけではない。しかし、現行の学習指導要領等の範囲内では、聴覚口話法に適合できなければ、それに代わる教育を受けるのは困難であり、日本語の習得が遅れ、学力の向上が妨げられることとなる。本事業は、このような聴覚口話法への適合が困難な児童等に、学習指導要領等によらない教育、すなわち、バイリンガルろう教育を確立することにより、日本語と各教科の習得を目指すものである。聴覚活用を主体とする既存のろう学校と合わせて、ろう教育の選択肢が拡大し、個々の聴覚障害の子どもたちの特性に応じた教育を受けることができるようになる。

「市民科」

一方、今日の子どもたちは、規範意識、公共心、学ぶ意欲の低下や忍耐力の不足

などが指摘されている。また、社会への帰属意識も希薄になり、なかなか社会人として自立できない若者が多くなっている。これは、礼節の心得とか人間の器量の充実といった人格教育や社会性、自らの生き方を拓く力などの真の教養を身につける教育が十分でなかったためであると考えられる。特に、ろう学校でこそ、このような教育をしっかりと受けて初めて、聴覚障害を持つことに遠慮することなく、自信を持った社会人として自立できる子どもたちを育成できるものであると考える。新学校では、このような要請に的確に応えていくため、小中一貫教育特区として認定された品川区立小中学校で用いられている「市民科」を導入することとする。この「市民科」は、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」の内容を融合・発展させた学習の枠組みの中で、

- ・ 「人格の基盤となる知識」を明らかにした上での人間として生きるための知識や知恵をも身につける体系的な指導
- ・ 思考や行動の規範となる行動様式などを身につけるための訓練
- ・ 社会性や人間関係を築くためのスキルを学ぶ系統的な指導
- ・ 社会の仕組みや職業に関する関心、知識を身につけるとともに、それぞれの児童・生徒が興味・関心を持つ職業について追究しながら自己を生かす実践的な能力を身につける指導

を行うものである。「市民科」は、これらの指導を通じて、社会生活を営む上で必要な社会規範や倫理観、市民としての必要な社会力、自己を生かす実践的な能力、社会生活に生かせるスキルなど、人格の基礎となる教養や人生観、職業観を身につけることを目的としており、まさに、新学校に求められる要請に適っているものと判断できる。さらに、「市民科」の内容に、ろう文化・聴文化への理解などの要素を取り入れ、個々の児童の自立と困難を主体的に改善・克服する力の涵養等の「自立活動」のねらいの達成も図っていく。

#### (4) 要件適合性を認めた根拠

本事業により再編成される既存の領域や教科等のねらいについては、以下のように新設教科等によって十分に達成されると判断できる。

「国語」のうち、「話すこと・聞くこと」に関するねらいは、新設教科「手話」の中の「理解」、「表現」等の部分に取り入れられている。また、その他の「書くこと」「読むこと」「言語事項」に関するねらいは、新設教科「日本語」の中の「理解」「表現」「文法」等の部分に取り入れられている。

「音楽」のねらいである音楽活動を通じた豊かな情操の涵養については、新設教科「手話」の中の「物語・文学」の中に取り入れられている。

「道徳」のねらいである道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の涵養については、新設する「市民科」の中で「道徳実践能力」や「自他理解能力」等の向上をめざすことで達成が可能である。

「特別活動」のねらいである集団活動を通じた心身の発達や集団の一員としての自覚等については、新設する「市民科」の中で「集団的適応能力」や「自治的活動能力」等の向上を図ること、また、遠足や学芸会等の学校行事を通じた活動で達成が可能で

ある。

「総合学習の時間」のねらいである主体的に課題を解決する力や、自己の生き方を考える力等の涵養については、新設する「市民科」の中で、市民としての資質や能力を育てる学習を行うほか、様々な体験活動、児童の興味・関心に基づいた課題を取り上げていくこと等により達成が可能である。

「自立活動」のねらいである個々の児童の自立と困難を主体的に改善・克服する力の涵養等については、新設する「市民科」の中の「コミュニケーション能力」等や、「手話」及び「日本語」の中の「物語・文学」等の部分に取り入れられている。

幼稚部の「言葉」のねらいである言葉で表現する楽しさや伝え合う喜び等については、新設領域「手話」の中で全く同様のねらいが設定されている。

本事業は、ろう教育の現状に鑑み、学習指導要領等に規定する残存聴覚の活用に代えて、手話を言語として活用することにより教育を行うものである。すなわち、教育の手段を変更することにより、憲法、教育基本法上の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標の達成を図ろうとするものである。

これは、本事業における教育課程のなかで、「教育基本法の目的である、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を目指す」、「幼稚部における教育は、学校教育法第 77 条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う」、また、「小学部における教育については、学校教育法第 71 条に定める目的を実現するために、児童の特性を十分考慮して、学校教育法第 18 条各号に掲げる目標の達成に努めなければならない」と、明確に示されていることでも判断できる。

また、本事業は、聴覚重視の教育に適合が困難な聴覚障害の子どもたちに、新たな教育の選択肢を提供することを目指すものであり、まさに、憲法第 26 条に定める「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を具現するものと判断できる。

一方、新設する「市民科」については、小中一貫教育特区として認定された品川区立小中学校の教育課程で用いられている「市民科」を参考にする予定である。この品川区の「市民科」は、子どもたちに自己のゆるぎない信念と理想をもたせるとともに、社会の一員として義務と責任を果たし、常に自己改革を図りながら自ら生き方に意味付けを行うことができるような学習を目指すものであり、学校教育法に示されている目標等を踏まえたものと判断できる。

#### (5) 計画初年度の教育課程の内容等

##### 教科書・教材

「手話」については、これまで特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センターが作成してきた手話のビデオやDVDを副教材として使用する予定である。また、「日本語」については、「国語」の教科書を使用し、「市民科」は東京都品川区教育委員会の「市民科」教科書を使用する。そのほかの教科については検定教科書を使用する。

なお、スウェーデンでバイリンガル教育のテキストとして用いられているアダムスブックを基に独自の教材の開発を行うべく準備を進めているところである。

#### 指導体制

各クラスに担任 1 名を配置する。教科指導においては日本手話を母語とするろう者教員と、日本語を母語とする聴者教員がチームティーチングで指導にあたる。特に「手話」の教科では手話教授法の講習を終了し、手話指導の経験をもつ者を専科教員として指導に当たらせる。

#### 成績評価

教育課程の「ねらい」や「育てたい力」に照らして教科の学習状況を 4～5 つの観点に分けて児童・生徒の習得状況や到達度について観点別評価（絶対評価）を行う。

「手話」「日本語」の評価に当たっては、バイリンガル会話能力テスト（OBC: Oral Proficiency Assessment for Bilingual Children）を行う。また、「市民科」については、観察・面接法や作品法など、いろいろな評価方法を組み合わせることによって、多面的な評価を行い、指導に生かしていくものとする。

なお、数値による評価を行うか所見による評価を行うかを含め、19 年秋を目途に、具体的な評価方法を検討していく。

#### 聴覚活用等について

手話と書記日本語による教育の特色を踏まえ、聴覚活用や発音指導については、教科として組み込むものではないが、児童等の希望と保護者の要望があれば、外部専門職（ST：言語聴覚士など）による個別指導として行う予定である。

#### 入学、転入、転出、進学に対する対応

新学校への入学、転入を希望する児童等と保護者に対しては、本校の教育方針や言語教育について十分な説明を行い、納得、理解した上で入学できるようにする。また、他校への転出、進学を希望する児童等と保護者に対しては、言語聴覚士などの外部専門職を含めて相談を行うとともに、転出先の教育委員会や公立学校などとも連携して、可能な限り円滑な移行ができるよう対応を図る。

#### 計画初年度の新設の領域、科目等の教育課程

## 【幼稚部】

### 「手話」

ろう児にとって第一言語となる日本手話の環境を保障し、経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。ここでの「言葉」とは手話を指す。

#### 第1 ねらい

自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。

人の言葉や話などをよく見て、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。

日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

## 第2 内 容

先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって見たり、話したりする。

したこと、見たこと、感じたことなどを自分なりに言葉で表現する。

したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。

人の話を注意して見て、相手に分かるように話す。

生活の中で必要な言葉が分かり、使う。

親しみをもって日常のあいさつをする。

生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。

絵本や物語などに親しみ、興味をもって見て、想像をする楽しさを味わう。

日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

## 第3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答することを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。

絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりする楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。

幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

教室言語は手話を用いる。幼児の手話環境や生育歴等による手話の獲得の程度を十分考慮する。

### 【小学部】

#### 「手話」

#### 重点内容

言語概念の形成と思考力の育成

指導内容の精選等

第一言語の確実な習得

視覚教材の活用

手話での表現力の育成

#### 第1 目 標

第一言語としての日本手話を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、手話に対する関心を深め手話を尊重する態度を育てる。

#### 第2 各学年の目標

〔第1学年及び第2学年〕

日本手話と日本語が別の言語であることを理解し、手話の特徴やその構造に興味、関心をもつように育てる。

自分で思ったこと、感じたことを相手に分かるように伝える力を育てる。

相手の話を見て内容を理解できる力を身に付ける。

話題に沿って発表ができる力を育てる。

### 〔第3学年及び第4学年〕

経験したことや想像したことなどについて、順序がわかるように、語や文の続き方に注意して話すことができるようにするとともに、楽しんで表現しようとする態度を育てる。

お互いの考えの相違や、共通点を考えながら進んで話し合う態度を育てる。

聴者とうろう者の違いを知り、お互いの文化を尊重する態度を育てる。

### 〔第5学年及び第6学年〕

自分の考えや気持ち、意図を相手に理解してもらえるようにふさわしい話題を選び出したり、話の組み立てを工夫したりしながら、目的や場に応じた適切な表現で話す力を育てる。

話し合いの話題や方向をとらえて的確に話したり、他者の発言を尊重して見たり、自分の考えを述べたりできる力を育てる。

物語を作ることに興味・関心をもち、主体的に創作しようとする態度を育てる。

## 第3 内容

### A 理解

#### 【育てたい力】

手話で語られる内容を理解し、読み取ることができるようにする。

多様なジャンルにおいて気持ちや感情を読み取ることができるようにする。

#### 〔第1学年及び第2学年〕

- ・ 大事なことを落とさないようにしながら、興味をもって見ること。
- ・ 話された内容を絵や手話、日本語などで自分なりにまとめること。

#### 〔第3学年及び第4学年〕

- ・ 時間的な事柄の順序などを考えながら内容の大体を読み取ること。
- ・ 語や文としてのまとめりや内容について考えながら見ること。
- ・ 話の中心に気をつけて見、自分の感想をまとめること。
- ・ 目的に応じて内容を大きくまとめたり、必要なところは細かい点に注意したりしながら見ること。

#### 〔第5学年及び第6学年〕

- ・ 全体と部分、事実と意見との関係や話し手の意図を考えながら話の内容を読みとること。
- ・ 登場人物の心情や場面についての描写など、優れた叙述を味わいながら理解すること。
- ・ 物語の展開を確かめながら主題を考えたり、要旨をとらえたりすること。

### B 表現

#### 【育てたい力】



自分の考えや意見などを正確に伝えることができるようにする。

自分の意見をまとめて表現できるとともに、他者の意見を聞き、理解することができるようにする。

様々な情報を収集して、それに基づいて明確に自分の思いを伝えることができるようにする。

#### 〔第1学年及び第2学年〕

- ・ 知らせたいことを選び、事柄の順序を考えながら相手にわかるように話すこと。
- ・ 身近な事柄について話題に沿って話し合うこと。
- ・ はっきりした手話で話すこと。
- ・ 正しい語順で話すこと。

#### 〔第3学年及び第4学年〕

- ・ 伝えたいことを選び、自分の考えがわかるように筋道を立てて、話のつながりを考えながら話すこと。
- ・ 互いの考えの相違や共通点を考えながら、自分の立場を明確にして、進んで話し合うこと。
- ・ 適切な速さで話すこと。
- ・ 相手や状況に応じて丁寧な言葉で話すこと。

#### 〔第5学年及び第6学年〕

- ・ 自分の考えや気持ち、意図を相手に理解してもらえるようにふさわしい話題を選び出したり、話の組み立てを工夫したりしながら目的や場に応じた適切な言葉遣いで話すこと。
- ・ 話し合いの話題や方向をとらえて的確に話したり、それぞれの発言を注意して聞いたりして、自分の考えをまとめること。
- ・ 言葉の調子や間の取り方を工夫して話すこと。

### C 文法

#### 【育てたい力】

手話の特徴を知り、自分の中にある思いを言語化して表明するために必要な語彙を理解し、効果的に使うことができるようにする。

#### 〔第1学年及び第2学年〕

- ・ 手型に関する興味を持ち、同じ手型の語を集めるなど分類を行うこと。
- ・ 手話の基本語彙を増やすこと。
- ・ 状況を正確に表現すること。
- ・ 日本手話の文法について基本的な理解を持つこと。

題材

手型ゲーム・カルタ、語彙ゲーム、空間配置

#### 〔第3学年及び第4学年〕

- ・ 手型の分析を行うこと。
- ・ 修飾の関係について知ること。
- ・ 形容詞、副詞について理解すること。
- ・ 擬態語、擬音語などを使用すること。

## 題材

### 手話辞典の作成

#### 〔第5学年及び第6学年〕

- ・ 文法（非手指動作など）の分析を行うこと。
- ・ 複文、関係節について知ること。
- ・ CL、レファンシャル・シフトについて理解すること。

手型...手話の語は、指を折ったり伸ばしたりして作った「手型」を、身体上や空間内の「位置」で、ある方向に動かすこと（「運動」）によって作られる。

CL..."classifiers"。"classifiers"とは名詞のクラスを標示する要素のことをさし、一般には「類別詞」または「分類辞」と訳される。日本語の助数詞（「～枚」や「～本」など）は数えられるものの属性によるクラス（「薄いもの」「細長いもの」）を標示する classifier である。手話言語においては図像的表現に用いられる手形のことをいい、「CL」あるいは「CL手形」と呼ばれる。

レファレンシャル・シフト...話者が引用された発話の話者や描写された行動の動作主の表情や動きを演じること。以前は「ロールシフト」と呼ばれていた。引用型のシフトと行動型のシフトの二つのタイプがある。

## D 物語・文学

### 【育てたい力】

ろう者にとって音楽的要素の強い手話リズム、演劇等の活動を通して、進んで表現する力を育て、豊かな情操を養う。

ろう者と聴者の文化（生活、行動様式、音楽・美術などの芸術活動）の違いを知り、互いの理解を深める。

#### 〔第1学年及び第2学年〕

- ・ 昔話や童話などの読み聞かせを楽しむこと。
- ・ 手話リズムなどを通して、表現の楽しさに気付くようにする。
- ・ ろう者と聴者の生活の違いを知ること。

#### 〔第3学年及び第4学年〕

- ・ いろいろな物語に興味をもち、見ること。
- ・ 手話劇を見て、楽しむこと。
- ・ あらすじや感想を相手にわかるように伝えること。
- ・ 指文字や数字を使った手話語りを考えること。
- ・ ろう者と聴者の行動の違いを知ること。
- ・ 聴者の音楽や表現活動などについて興味をもつこと。

#### 〔第5学年及び第6学年〕

- ・ 手話の韻を踏んだ表現（手話詩）を考えること。
- ・ 自分で物語を作って表現することができること。
- ・ 内容にふさわしい表現の仕方を工夫すること。
- ・ 外国の手話（ASL：アメリカ手話など）について興味をもつこと。
- ・ 楽器、楽曲、音階など音楽に関する基礎的な知識と理解を深めること。

# 「日本語」

## 重点内容

言語概念の形成と思考力の育成  
読書に親しむ態度の育成  
指導内容の精選等  
第二言語としての日本語教育  
視覚教材の活用

## 第1 目標

第二言語としての日本語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、日本語に対する関心を深め日本語を尊重する態度を育てる。

## 第2 各学年の目標

### 〔第1学年及び第2学年〕

日本手話と日本語が別の言語であることを理解し、日本語の特徴やその構造に興味、関心をもつように育てる。

日本語で書かれたものに興味をもち、拾い読みをしたり、簡単な文章を読んだりすることができるようにするとともに、楽しんで表現しようとする態度を育てる。

易しい読み物に興味をもち、日本手話で話される内容を理解し、それを元にして自分でも読もうとする態度を育てる。

### 〔第3学年及び第4学年〕

基本文型が理解できるようにするとともに、生活や学習に必要な語彙を増やし、自ら使用できるように育てる。

書かれている事柄の順序や場面の様子などに気付きながら読むことができるようにするとともに、読み物を楽しんで読もうとする態度を育てる。

経験したことや想像したことなどについて、順序が分かるように、語や文の続き方に注意して文や文章を書くことができるようにするとともに、楽しんで表現しようとする態度を育てる。

聴者の文学や音楽（楽器）など聴文化を知り、興味・関心をもてるようにする。

### 〔第5学年及び第6学年〕

幅広く読書し、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる。

相手や目的に応じ、調べた事などが伝わるように、段落相互の関係などを工夫して文章を書くことができるようにするとともに、適切に表現しようとする態度を育てる。

目的に応じ、内容の中心をとらえたり、段落相互の関係を考えたり、批判的に物事をとらえたりしながら読むことができるようにする。

聴者の文学や音楽（楽器）などに親しみ、異文化に対する理解を深める。

## 第3 内容

### A 理解

#### 【育てたい力】

説明的な文章の内容を読み取ることができるようにする。

文学的な文章において気持ちや感情を読み取ることができるようにする。

**〔第1学年及び第2学年〕**

- ・ 文章の中から知っている単語や文節を拾い読み、内容を推察すること。
- ・ 短文や身近な物語など、大意を理解できた文章について、日本語で書かれた内容を手話に翻訳すること。

**〔第3学年及び第4学年〕**

- ・ 易しい読み物に興味をもち、読むこと。
- ・ 時間的な事柄の順序などを考えながら内容の大体を読むこと。
- ・ 語や文としてのまとめりや内容について考えながら読むこと。

**〔第5学年及び第6学年〕**

- ・ いろいろな読み物に興味をもち、読むこと。
- ・ 目的に応じて、中心となる語や文をとらえて段落相互の関係を考え、文章を正しく読むこと。
- ・ 読み取った内容について自分の考えをまとめ、一人一人の感じ方について違いのあることに気付くこと。
- ・ 目的に応じて内容を大きくまとめたり、必要なところは細かい点に注意したりしながら文章を読むこと。

**B 表現**

**【育てたい力】**

自分の考えや意見などを正確に伝える論理的文章を書くことができるようにする。  
様々な情報を収集して、それに基づいて明確な文章を書くことができるようにする。

**〔第1学年及び第2学年〕**

- ・ 知っている単語や文を書くこと。
- ・ 経験したこと、感じたことなどを自分なりの表現で書くこと。
- ・ 自分で書いたものを日本手話に翻訳して、内容を理解すること。

**〔第3学年及び第4学年〕**

- ・ 相手や目的を考えながら、書くこと。
- ・ 書こうとする題材に必要な事柄を集めること。
- ・ 自分の考えが明確になるように、簡単な組み立てを考えること。
- ・ 事柄の順序を考えながら、語と語や文と文の続き方に注意して書くこと。
- ・ 文章を読み返す習慣を付けるとともに、間違いなどに注意すること。

**〔第5学年及び第6学年〕**

- ・ 相手や目的に応じて、適切に書くこと。
- ・ 書く必要のある事柄を収集したり選択したりすること。
- ・ 自分の考えが明確になるように段落相互の関係を考えること。
- ・ 書こうとする事の中心を明確にししながら、段落と段落の続き方に注意して書くこと。
- ・ 文章のよいところを見付けたり、間違いなどを正したりすること。

**C 文法**

**【育てたい力】**

日本語の特徴を知り、自分の思いを言語化して表明するために必要な語彙と文法を理

解し、活用できるようにする。

**〔第1学年及び第2学年〕**

- ・ 日本語（ひらがな、カタカナ、漢字）を表記すること。
- ・ 拾い読みをするなど、日本語で書かれた単語や簡単な文の意味を理解すること。
- ・ 長音、拗音、促音、撥音などの表記をすること。
- ・ 助詞「は（主語）」、「と（並列）」、「の（所有）」などの意味が分かること。
- ・ 文中の主語、述語を理解すること。

**〔第3学年及び第4学年〕**

- ・ 漢字の部首について理解すること。
- ・ 表現及び理解の語彙を増やすこと。
- ・ 敬体、常体の文章の違いが理解できること。
- ・ 基本助詞のもつ意味が分かること。
- ・ 動詞の活用を理解すること。
- ・ 接続詞、形容詞の働きを理解すること。

**〔第5学年及び第6学年〕**

- ・ 漢字の送り仮名を書くこと。
- ・ 助数詞を理解すること。
- ・ 動詞を活用させること。
- ・ 助詞、副詞、複文などの役割を知ること。
- ・ 擬音語、擬態語の表現を理解すること。
- ・ 様々な言葉遊び（しりとり、仲間集め、4コマ漫画、回文、俳句など）を楽しむこと。

**D 物語・文学**

**【育てたい力】**

本を読むことが好きになり、主体的に読書ができるようになる。  
いろいろな読み物に興味を持てるようになる。

**〔第1学年及び第2学年〕**

- ・ 昔話や童話などの手話による読み聞かせを楽しむこと。
- ・ 絵や写真などを見て想像力を膨らませながら読むこと。
- ・ 自分の読みたい本を探して読むこと。

**〔第3学年及び第4学年〕**

- ・ いろいろな読み物に興味をもち、読むこと。
- ・ 読んだ本のあらすじや感想を相手にわかるように伝えること。
- ・ 色々な楽器に親しみ、聴者の文化を知ること。

**〔第5学年及び第6学年〕**

- ・ 絵本をつくる、劇を演じるなどの創作をすること。
- ・ 批判的思考力、情報収集力を育て、新聞などを作ること。

# 「市民科」

## 第1 目標

手話と日本語のバイリンガルとなり、自らのアイデンティティーを確立することで、社会に主体的、積極的に参加できる人を育てることを目標とする。

市民科では、児童にろう者であるというアイデンティティーだけでなく、その前に1人の人としての自己のゆるぎない信念と理念をもたせるとともに、社会の一員として義務と責任を果たし、常に自己変革を図りながら、自らの生き方に意味付けを行うことのできる資質、能力を身に付けさせることをねらいとしている。この目的を実現するために必要な内容を自己管理、人間関係形成、自治的活動、文化創造、将来設計の5領域とし、学年段階の系統性、関連性をもたせ、実効性のある教育を展開する。

## 第2 内容

### 〔第1学年及び第2学年〕

#### 1 自己管理領域

##### 自己管理能力

- ・ 日常生活における基本的な生活習慣を確実に身に付けることができる。
- ・ 自分の行動、行為を振り返り、自分の考えを先生や保護者に正しく説明できる。

##### 生活適応能力

- ・ 学校や学級生活に適応し、友だちと協力して生活を送ることができる。
- ・ 家庭と学校の生活の違いを理解し、その生活環境に応じた行動ができる。
- ・ 地震、火災などの災害に対する行動ルールを理解することができる。
- ・ 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

##### 責任遂行能力

- ・ 家庭や学級における自分の仕事、役割に対して最後まで責任をもち、やり遂げようとすることができる。
- ・ 規則やきまりの大切さを理解し、進んで守ろうとする。

#### 2 人間関係形成領域

##### 集団適応能力

- ・ 学校や学級の生活の約束をしっかりと覚え、友だちと仲良く生活することができる。
- ・ 楽しい学校生活を送るために、友だちと協力することができる。

##### 自他理解能力

- ・ 気持ちのよい挨拶や言葉遣い、姿勢などに心掛け、誰にでも明るく接することができる。
- ・ 家族や身近にいる人々に温かい心で接し、親切にすることができる。
- ・ 自分の成長を振り返り、それを支えてくれた家族や周りの人々の思いに気付くことができる。
- ・ ろう者としての行動様式(あいさつや言葉遣いなど)について理解し、行動できる。

##### コミュニケーション能力

- ・ 手話、および、書記日本語での発信能力・受信能力を身に付けることができる。

- ・ あいさつや返事など人とのかわりとして基本的な態度を身に付けることができる。
- ・ 正しい姿勢で、相手の手話を最後まで見ることができる。

### 3 自治的活動領域

#### 自治的活動能力

- ・ 係りや当番の仕事を進んで行うことができる。
- ・ 集団でのきまりや物事の決め方の基礎を身に付けることができる。

#### 道徳実践能力

- ・ 家庭、学校生活の中で、よいことと悪いことを区別して行動することができる。
- ・ うそをついたりごまかしたりしないで、正直に生活することの大切さを理解することができる。
- ・ 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。

#### 社会的判断・行動能力

- ・ 自分のものだけでなく、みんなが使うものも大切にし、使い方の約束を守ることができる。
- ・ 生活の中で、みんなのためになることを考えて行動することができる。

### 4 文化創造領域

#### 文化活動能力

- ・ 学校の文化的な活動の中で、自分の興味や関心のあること、実行したいことやできることを見つけることができる。
- ・ 学校や郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつことができる。
- ・ ろう文化（手話詩、手話劇など）に親しむ。

#### 企画・表現能力

- ・ 学級で計画した集会活動や係り活動において自分なりに内容を工夫して活動することができる。
- ・ 学芸会などの行事について進んで参画し、自分なりの思いを伝えることができる。

#### 自己修養能力

- ・ 自分のやりたいことを見つけ、進んで挑戦することができる。
- ・ 読書などから偉人の生き方について学ぶことができる。

### 5 将来設計領域

#### 社会的役割遂行能力

- ・ 家庭を支えている家族や学校生活でお世話になっている人々のために、自分のできる役割を積極的に果たすことができる。
- ・ 地域と身近な人たちが果たしている役割について知ることができる。

#### 社会認識能力

- ・ お金の大切さについて知り、正しく使うことができる。
- ・ 身近な人たちの仕事について関心をもち、働くことの意味を知ることができる。
- ・ 社会で活躍するろう者の先輩の仕事について知ることができる。

### 6 将来志向能力

- ・ 自分に自信をもち、よさや得意なことを学習や生活に生かすことができる。
- ・ 自分の成長したことについて理解し、理想像をもつことができる。

## 〔第3学年及び第4学年〕

### 1 自己管理領域

#### 自己管理能力

- ・ 自分のことは自分で正しく判断することができる。
- ・ 学習や遊びなどにけじめをもち、生活することができる。
- ・ 日常生活をよりよくするための方法を考え、目標をもって行動することができる。
- ・ 自分のことは自分で正しく判断することができる。

#### 生活適応能力

- ・ 一日の生活の仕方を自分で計画的に考え、規則正しい生活ができる。
- ・ 基本的な生活マナーを身に付け、生活の中で活用することができる。
- ・ 校外学習などで、集団のきまりやその場の状況を判断することができる。
- ・ 地震、火災発生時に適切な行動ができる。

#### 責任遂行能力

- ・ 自分が担当する仕事や役割を友だちと協力しながら最後までやり遂げることができる。
- ・ 生活、学習の目標を立て、達成するために計画を立てて実行することができる。
- ・ 自分が決めたことは最後までやり遂げる態度を身に付けることができる。

### 2 人間関係形成領域

#### 集団適応能力

- ・ 学校や学級の集団の中で、様々な活動に進んでかかわることができる。
- ・ よりよい学級づくりのために、集団として正しく行動することができる。

#### 自他理解能力

- ・ 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって、親切に接することができる。
- ・ 親切にしてもらったり、お世話になったりした人に感謝の気持ちをもつことができる。
- ・ 自分の生活を支えてくれている周りの人々に尊敬と感謝の気持ちをもつことができる。
- ・ 聴者の文化や行動様式について知ることができる。
- ・ ろう者、聴者に関係なく相手を尊重する態度を身に付けることができる。

#### コミュニケーション能力

- ・ 相手の話をしっかり聞くとともに、自分の考えや気持ちを伝えることができる。
- ・ 身の回りの人と一緒に気持ちよく活動するために必要な話し方・聞き方のスキルを身に付けることができる。
- ・ 聴者と会話するための方法について知り、分かり合おうとする態度を身に付けることができる。

### 3 自治的活動領域

#### 自治的活動能力

- ・ 学級の諸問題を解決するために、進んで意見を発表し、互いに協力し合って活動することができる。
- ・ 自分たちで物事を公正に決定するための話し合いを運営できる。



#### 道徳実践能力

- ・ 基本的なマナーの大切さを理解し、徹底して身に付けることができる。
- ・ 善悪の判断を正しく行い、自信をもって進んで行動できる。
- ・ 常に真面目な態度で行動し、親切で明るく生活することができる。

#### 社会的判断・行動能力

- ・ 社会の規則やきまりを守り、公共意識をもって行動することができる。
- ・ 周りの生活や地域の中にある問題に関心を持ち、自分の考えで、友だちと協力しながら問題を解決することができる。

### 4 文化創造領域

#### 文化活動能力

- ・ 日本文化における礼節を重んじる態度を身に付けることができる。
- ・ 学校や学級の文化的行事や地域の祭りなど、文化的行事に興味・関心を持ち積極的に参加することができる。
- ・ 郷土の文化や伝統を大切にし、郷土を愛する心情をもつことができる。
- ・ ろう文化も聴者文化も尊重する態度を身に付けることができる。

#### 企画・表現能力

- ・ 学校や学級で計画した集会活動や係り活動に進んで参加し、自分の考えを生かした計画を立て実行することができる。
- ・ 学芸会などで、ねらいを達成するための表現を工夫することができる。

#### 自己修養能力

- ・ 自分の挑戦したいことについて、継続して努力することができる。
- ・ 先人が残してきたものとその努力について気付き、自分を振り返ることができる。

### 5 将来設計領域

#### 社会的役割遂行能力

- ・ 学級の中にある係活動や当番活動などの必要性を理解し、友だちと協力して行うことができる。
- ・ 地域の中で、それぞれの役割をもって働いている人たちの存在と意味について考えることができる。

#### 社会認識能力

- ・ お金の計画的な利用方法を理解するとともに、価値を理解することができる。
- ・ 地域の様々な職業について関心を持ち、働くことの意義と社会について役に立つ大切さを理解することができる。

#### 将来志向能力

- ・ 自分のよさや得意なことを伸ばし、学習や生活の場面で進んで役立てることができる。
- ・ 自分の将来について夢や希望を持ち、調べたりまとめたりすることができる。

## 〔第5学年及び第6学年〕

### 1 自己管理領域

#### 自己管理能力

- ・ 自分の考えに基づく正しい判断力を持ち、意思決定をすることができる。
- ・ 自分の生活などを計画的に管理し、学習習慣を身に付けることができる。

- ・ 心身の健康づくりについての知識をもち、適切に管理することができる。
- 生活適応能力
- ・ 家庭生活、学校生活において、意味のある毎日を過ごすことができる。
  - ・ 家庭・学校・地域、公共の場では、それぞれに応じた行動規範があることを知り、状況に合った行動ができる。
  - ・ 情報の有用性と危険性について理解し、正しい情報収集と選択をすることができる。
- 責任遂行能力
- ・ 学級活動や児童会活動の、学校行事で自分が果たす役割を考え、進んで取り組むことができる。
  - ・ 市民としての責任や義務について理解し、自分で考えて判断することができる。
  - ・ 社会・生活環境を維持、充実するために必要なことを理解し、意識的に行動することができる。

## 2 人間関係形成領域

### 集団適応能力

- ・ 学校や社会の中で守られているルールの意味について理解し、責任ある行動をとることができる。
- ・ 様々な集団の中で、自らの考えに基づき積極的に人とかかわりあうことができる。

### 自他理解能力

- ・ 誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場を尊重することができる。
- ・ 互いに信頼し、学びあう中で友情を深め、男女仲良く協力し助け合うことができる。
- ・ 社会に貢献した先人や年長者に尊敬や感謝の気持ちをもつことができる。
- ・ ろう文化・聴者文化の違いを理解し、互いの文化を尊重することができる。

### コミュニケーション能力

- ・ 相手の気持ちについて理解し、共感したことや感じたことを言葉や表情で伝えることができる。
- ・ 誰に対しても誠実に対応し、自分の気持ちをしっかり伝える対話スキルを身に付けることができる。
- ・ 通訳の制度について学んだり、筆談の方法を工夫したりして、聴者と積極的にコミュニケーションを取ろうとする態度を身に付ける。

## 3 自治的活動領域

### 自治的活動能力

- ・ 自治的な活動において、責任をもって取り組むことができる。
- ・ 地域の人々が行っている自治的な地域活動を理解し、関心をもつことができる。

### 道徳実践能力

- ・ 善悪に対する適切な判断に基づき、場に応じた望ましい行動様式をとることができる。
- ・ 自分のよさを積極的に生かすとともに、自らの行動を振り返り悪いところを改めることができる。
- ・ 正義を重んじ、誰に対しても公正・公平に接し、謙虚で誠実にふるまうことができる。

#### 社会的判断・行動能力

- ・ 法やきまりの意味を理解するとともに、自他の権利を尊重し、進んで自己の義務を果たすことができる。
- ・ 差別や偏見を許さず、誰に対しても常に公正・公平な態度に努めることができる。

#### 4 文化創造領域

##### 文化活動能力

- ・ 学級や学校、地域の文化的行事に積極的に参加し、自分の興味・関心、特技を生かして進んで協力することができる。
- ・ 郷土やわが国の文化と伝統を大切に、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつことができる。

##### 企画・表現能力

- ・ 学級や学校の集会活動や行事に進んで参加し、全体を見通した計画を考えることができる。
- ・ 学芸会などの文化的な活動で自分の思いや考えを生かした企画・立案をすることができる。
- ・ プレゼンテーションを効果的に活用し、個性的な表現活動を行うことができる。

##### 自己修養能力

- ・ 自分のやりたいことを進んで実践し、努力して成果を出すことができる。
- ・ 先人の生き方から、進取の精神や努力を学び、自分の将来について考えたり、自分の夢や希望を実現するために今できることに挑戦することができる。

#### 5 将来設計領域

##### 社会的役割遂行能力

- ・ 学校行事などにおけるそれぞれの役割の大切さを自覚し、進んで仕事を引き受け、責任をもってやり遂げることができる。
- ・ 地域の一員としてボランティア活動や地域活動に協力し、地域の一員としての役割を果たすことができる。

##### 社会認識能力

- ・ 自分の夢や希望と関連がある身近な職業に関心をもつことができる。
- ・ 経済体験などを通して経済や社会の仕組みについて理解することができる。
- ・ 世の中でのお金の働きと、現代的課題について理解することができる。

##### 将来志向能力

- ・ 自分の将来の職業に必要な知識や資格について理解し、そのための努力をすることができる。
- ・ 様々な職業があることを理解し、自分に合った職種や仕事について調べたり考えたりすることができる。